

令和7年（2025年）2月28日

北海道

環境生活部自然環境局野生動物対策課

農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

みどりの食料システム戦略室

水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課

特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に係る
北海道知事が交付する確認書に記載する対象獣类等

「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」
（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）別紙第1「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者
又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」3の(1)エ及(2)ウに基づき
北海道知事が確認書に記載する対象獣類、捕獲等すべき地域・区域、捕獲等が必要と認められる期間
は、次のとおりとする。

なお、本内容については、必要に応じ、随時見直すものとする。

対象獣類	捕獲等すべき地域・区域	捕獲等が必要と認められる期間
エゾシカ	全道	確認書発行日から 起算して3年間
ヒグマ	全道	
キツネ	全道	
タヌキ	全道	
アライグマ	全道	
ノイヌ	オホーツク、十勝及び釧路管内全域	
ゴマフアザラシ	全道	
トド	石狩、後志、渡島、檜山、留萌、宗谷及び根室の各（総合）振興局管内の全沿海市町村、浦河町、釧路市、釧路町、厚岸町	